

各就労定着支援事業所 管理者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部
就労支援担当課長

就労定着支援事業所の更新について（通知）

平素より、東京都の障害者施策の推進に御協力いただき、誠にありがとうございます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、法という）第41条の規定により、指定障害福祉サービス事業者等の指定は、6年ごとに指定の更新を受けなければ、その期間の経過をもって、指定の効力を失うこととなっております。

就労定着支援事業は平成30年4月1日に創設された事業であり、事業所によっては令和6年3月31日以降、指定の更新を受けなければ、指定の効力を失う事業所が順次発生することとなります。

つきましては、下記の更新要件等について改めてご確認いただきますようお願いいたします。

記

1 指定更新の要件について

一体的に運営する就労移行支援等の事業所で、過去3年間に於いて、平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させていること。

※ **過去3年間に雇用させた障害者が3名以上であることが必要となります。**

※ 雇用継続の状況は問いませんが、就労継続支援A型事業所への利用者としての移行は除きます。

※ **指定更新申請書類の提出時点で要件を満たしている必要があります。**提出期限は更新案内に記載いたしますので、別途届いたご案内を必ずご確認ください。

2 提出書類

別途、指定更新申請手続のご案内をお送りいたしますので、ご確認ください。

※ 効力満了日の2カ月程度前にお送りいたします。

3 その他

（1）指定更新の要件を満たせず、更新ができない場合、指定の効力を失うこととなります。

要件を満たさず廃止する場合、法第43条第4項に基づき、事業者責務を果たす必要があります。そのため、提出期限を待たずに速やかに東京都福祉保健財団にご連絡ください。

（2）休止中の事業所については、指定の更新を受けることはできません。したがって、指定の有効期間の満了をもって指定の効力を失うこととなります。

【問合せ先】

（指定更新申請・変更届・廃止届について）

公益財団法人東京都福祉保健財団

事業者支援部 障害福祉事業者指定室 就労担当

（電話）03-6302-0308

（更新通知書について）

東京都福祉局障害者施策推進部

地域生活支援課就労支援担当

（電 話）03-5320-4158

(参考)

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(平成十七年法律第百二十三号) (抄)

(指定の更新)

第四十一条 第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定は、六年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失う。

(指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務)

第四十二条

- 3 指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(指定障害福祉サービスの事業の基準)

第四十三条

- 4 指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

- 平成29年7月28日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「指定障害福祉サービス事業者の事業廃止（休止）に係る留意事項等について」

2 廃止届を受理する際の留意点について

指定障害福祉サービス事業者は、事業を廃止しようとするときは、廃止の日の一月前までに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第34条の23第4項に規定する現に指定障害福祉サービスを受けている者に対する措置等を事業所の所在地を管轄する都道府県、指定都市又は中核市に届け出なければならないこととなっているが、その際、現に指定障害福祉サービスを受けている者の氏名、希望サービス、異動先サービス等を記載したリスト及び、当該リストの作成に当たり、現に指定障害福祉サービスを受けている者に対してその希望や意向等を聴取するために実施した個々の面談記録等、指定障害福祉サービス事業者として障害者に対し責任ある対応を図ったことが確認できる資料も併せて提出させるようにすること。（後略）